



やまなし

民事信託出前講座

今できる「わが家」の 空き家対策を考えよう！



- ・講師は、民事信託に詳しい司法書士
- ・地域のイベント等に講師を派遣
- ・対話形式で相談しやすい講座です
- ・開催費用はかかりません

「自分に何かがあったとき…」
「実家の家族に何かがあったとき…」
『今できること』ってあるのかな…？

空き家は、適切に管理がされないと放置による老朽化や倒壊といった問題につながります。さらに、相続などの手続きが済んでいない空き家では、いざ対策する場合に相続問題がネックとなることで悩んでしまうケースも…

『民事信託』とは…？

⇒自身が元気なうちから財産を家族など信頼できる人に託して、管理・活用・承継を行ってもらう制度です。

民事信託を活用した「わが家」の空き家対策について、専門家がわかりやすく説明してくれる講座を出前します。

申込方法

- ・まずは、山梨県県土整備部住宅対策室へお問い合わせください。
- ・ご相談は、原則として希望日の1カ月前までに行ってください。
※講師との日程調整が整わない場合など派遣できないこともあります。

山梨県 県土整備部 住宅対策室

TEL : 055-223-1731

Mail : ju-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp